

会 議 録

会議の名称		令和４年度第４回つくば市指定管理者候補者選定検討会議
開催日時		令和４年１０月２７日（木）１３：３０～１４：３０
開催場所		市役所　５階　庁議室
事務局（担当課）		政策イノベーション部企画経営課
出席者	委員	木村委員、澤内委員、高谷委員、武田委員、船橋委員、宮田委員、藤光政策イノベーション部長（座長代理）、片野市長公室長、篠塚総務部長、吉沼教育局長（つくば市市民研修センター所管）
	主管課	生涯学習推進課：澤頭課長、福田係長
	事務局	政策イノベーション部企画経営課：大越次長、横田課長、中村課長補佐、岩橋係長、高橋主任、瀬戸主任
公開・非公開の別		☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開 傍聴者数　０人
非公開の場合はその理由		選定にあたっては、企業の内部事情やノウハウ等、つくば市情報公開条例第５条第２号（法人等事業活動情報）に該当する情報の聴取が予想されるため非公開とする。
会議次第		１　開会 ２　つくば市市民研修センターに係る指定管理者候補者の選定 （１）実績評価表及び類似施設の運営状況について （２）採点表における加減点の承認について （３）申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点 ①社会福祉法人つくば市社会福祉協議会 （４）集計結果報告及び指定管理者候補者の決定 ３　閉会

＜会議概要＞

○事務局　定刻となりましたので、ただいまから令和４年度第４回つくば市指定管理者候補者選定検討会議を開会いたします。

まず、市民研修センターに係る指定管理者候補者の選定を行います。担当される委員の皆様よろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認を行いたいと思います。

【資料確認】

この後の会議の進行についてですが、申請団体である社会福祉法人つくば市社会福祉協議会の会長に就任している松本副市長は、この選定に加わることが

できないため、藤光政策イノベーション部長が座長代理として進行を行います。それでは部長、よろしくお願いいたします。

○座長代理 つくば市政策イノベーション部の藤光でございます。座長代理として進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、市民研修センターに係る指定管理者候補者の選定を行いたいと思います。

第1回の会議で決定させていただいた通り、第2回以降の会議では申請者によるプレゼンテーション、ヒアリングの際には、つくば市情報公開条例に規定される不開示情報を含むものとして、プレゼンテーションの前までは公開で、プレゼンテーション以降は非公開とします。

それでは傍聴者の方はいらっしゃいますか。

-傍聴者なし-

傍聴者はいらっしゃらないということで会議を再開します。

まず採点表における加減点について承認を行うため、次第の2、実績評価表及び類似施設の運営状況について施設所管課の生涯学習推進課から説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課

【実績評価表及び類似施設の運営状況について説明】

○座長代理 ただいまの説明についてご質問等ある方おりますでしょうか。

質問はないということなので、実績評価表による採点表における加減点の承認を行いたいと思います。

市民研修センターにおける加減点については、先ほどありました担当課からの報告の通り、評価ランクをBとし、採点表への加減点は0点ということでよろしいでしょうか。

-異議なし-

○座長代理 それでは封筒の中に採点表が入っておりますので、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会の採点表の、実績評価による加減点の欄に0点と記入をお願いいたします。

それでは、会議を再開いたします。選定にあたっては申請のあった団体等からのプレゼンテーションで先ほど承認を受けた採点表を使って、委員の皆様に加減点を行っていただきます。

では、プレゼンテーションに移らせていただきますので、申請者の入室をお願いいたします。

【社会福祉法人つくば市社会福祉協議会によるプレゼンテーション】

○座長代理 それでは質疑の時間に移りたいと思います。

プレゼンテーションまたは申請書類等についてご質問ある方いらっしゃれば挙手をお願いいたします。

○委員 要望になりますが、2点ありまして、1点は高齢者対応で、筑波地区は市内で2番目に高齢化率が高いという地域です。その地域の中に、老人福祉センターがないという意味では、利用料の免除者率が非常に高くて運営が厳しいということですが、その高さこそある意味評価できる点です。その地域の中で、高齢の人たちがちゃんと利用している点はぜひ大事にしていきたいです。もちろん有料化で、一般の市民の人達、あるいは、観光の人達を入れていくということは重要ですが、効率という点だけではなく、市民研修センターの場合は、このような位置づけもあると思います。今後も免除されている人たちも、大事にして、地域の高齢者の交流の場としていって欲しいというのが1点目です。

2点目は、福祉避難所です。私は、福祉避難所というのが大変意義があると思っています。お願いというのは福祉避難所で、特に知的障害とか、自閉症とか、そういう人たちは、なかなか理屈だけではわからない部分があって、実際に触れ合うことが必要です。対応の時点で、新しい講座を開設するときにボッチャなどの障害者が利用できる講座をぜひやっていただきたいです。国やつくば市もやっておりますが、障害者の生涯学習という視点で、いろいろな文化的な場、スポーツの場を拡充しています。ぜひ一体になりながら、障害者向けの講座というのを取り入れていただいて、そこに職員が関わることによって、普段から障害の人たちと触れ合っていて、いざという時の福祉避難所に役立てて欲しいという要望です。

○座長代理 委員の要望ということですが、もし何かコメント等あればお願いします。

○つくば市社会福祉協議会 貴重なご意見ありがとうございます。

利用に関しましては、所管課との協議もございますので、こちらの方で対応させていただければと思っております。

2番目の福祉避難所の件ですが、社会福祉協議会と福祉部との関連もございますのでそちらと協議していきながら、市民研修センターの障害者の方々の利用ということで、考えていければと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

○座長代理 その他、ご質問等ありますでしょうか。

【つくば市情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑
応答】

○座長代理 その他ご質問はありますでしょうか。

○委員 2点ほどご質問させていただきたいと思います。

【つくば市情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑
応答】

2点目は、利用者の周知について、地域の方以外に、企業や団体へ案内して、施設利用拡大を図っていくとのことでしたが、具体的な目標値やどんな活動をされていくのか、ゴールみたいなものがもしあれば、教えていただきたいと思います。

○座長代理 ご回答の方、いかがでしょうか。

○つくば市社会福祉協議会

【つくば市情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑
応答】

2点目は、利用者への周知ですが、上大島工業団地には28社ございます。北部工業団地は26社。西部工業団地には22社の企業がございます。このような企業に広報物をお配りしたり、プレゼンの中でもご紹介させていただきました、ロードバイク利用者や、宝篋山の登山客へチラシをまくことで、今、コロナで落ち込んでいる利用者数を取り戻す、元に戻したいというのが実情のところになっております。今のところはコロナ前までの利用者に戻すということが目標値になっております。

○委員 【つくば市情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑
応答】

2点目のお話については、28社、26社、22社への声かけは、今年度何社に声をかけ、少なくとも何社ぐらいに利用してもらうという、具体的な目標があるのか、もしくはこれから作られるのかを教えてください。

○つくば市社会福祉協議会

【つくば市情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑
応答】

お声がけに関しましては、何社あるかということを調べたものですので、今後、なるべく早い時期にチラシの方も配布できるような形で運用も促していきたいと思っております。

○座長代理 その他いかがでしょうか。

○委員 今回資料の中で、労働環境のところで、事業場の最低賃金の方が890円となっていますが、こちらは最低賃金に合わせて更新されているのでしょうか

か。

○つくば市社会福祉協議会 今のご質問ですが、911 円ということで最低賃金の方は、10 月 1 日付での更新をさせていただきます。

【つくば市情報公開条例第 5 条第 2 号（法人等事業活動情報）に該当する質疑
応答】

○座長代理 その他いかがでしょうか。お願いいたします。

○委員 【つくば市情報公開条例第 5 条第 2 号（法人等事業活動情報）に該当
する質疑応答】

2 点目は、自主活動グループ、地元の団体への活動支援を 16 年間で、どのような実績が上がってきたのかを実績ベースで教えていただければと思います。

○つくば市社会福祉協議会

【つくば市情報公開条例第 5 条第 2 号（法人等事業活動情報）に該当する質疑
応答】

2 点目の講座、自主活動のサークル化ですが、現在 23 団体の方が登録しております。内容的にはダンス、パソコン、切り絵など文化的なものや太極拳や音楽などがあり、講座で行ってきた体操教室が、その後、継続的に入れ替え制となり、サークル化していったと聞いております。ただ、16 年も経つと団体を構成している方が 70 代 80 代になり、なかなか継続するのが難しいという側面もありますので、今後はサポートしていければと考えております。

【つくば市情報公開条例第 5 条第 2 号（法人等事業活動情報）に該当する質疑
応答】

○座長代理 他はいかがでしょう。お願いします。

○委員 高齢者の利用が多い印象ですが、年代別の利用の割合を教えてください。

○つくば市社会福祉協議会 利用者の方に関しては、ほぼ高齢者の方々のサークルが多いです。講座の利用者の中には小さいお子さんも入っておりますが、ほぼ高齢者の方々の利用が多い施設となっております。

○座長代理 以上で質疑を終了いたします。申請者は退出をお願いします。

【申請者退出】

○座長代理 それでは採点に移りますが、事務局や所管課に改めて確認したい

事や疑問点ありますでしょうか。ないようですので、それでは採点表の方に記載をお願いいたします。

【採点】

○事務局 それではこれから事務局で集計いたしますので、集計の時間をいただきますと思います。その間、休憩といたします。

【休憩】

○座長代理 それでは、時間になりましたので、会議を再開したいと思います。事務局は集計結果の報告をお願いします。

○事務局 集計結果につきましてご報告させていただきます。

本日は、申請者1者にプレゼンテーションを行っていただきました。

本日の基礎資料4、つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準第5条第3項で、「委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない」と規定しております。

今回お配りさせていただきました採点結果表にも記載しておりますが、基準点が51点となっております。適と評価した委員が9名、否と評価した委員が1名となりました。以上で、集計結果のご報告とさせていただきます。

○座長代理 ただいまの事務局からの報告についてご質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは本検討会議は申請者社会福祉法人つくば市社会福祉協議会を市民研修センターの指定管理者候補者として、市長に報告することといたします。皆様、それでよろしいでしょうか。

-異議なし-

○座長代理 ありがとうございます。それでは、事務局から報告書案について説明をお願いします。

○事務局 **【報告書（案）について説明】**

○座長代理 事務局からの説明についてご質問等はございますか。

では、事務局案を採用してもよろしいでしょうか。

-異議なし-

○座長代理 では、当会議の検討結果につきまして、只今の報告書により市長に報告し、12月議会において指定管理者指定議案として上程したいと思います。事務局より連絡事項があればお願いします。

○事務局 **【連絡事項】**

○座長代理 それでは、市民研修センターに係る指定管理者候補者の選定を終了いたします。委員の皆様には、ご多忙にもかかわらず、指定管理者候補者の

公平・公正な選定及び会議の円滑な運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。

<終了>

令和4年度第4回つくば市指定管理者候補者選定検討会議 次第

日時 令和4年(2022年)10月27日(木) 13時30分から

場所 つくば市役所本庁舎5階 庁議室

令和4年度選定対象施設：○つくば市市民研修センター

○つくばセンター広場

1 開会

2 つくば市市民研修センターに係る指定管理者候補者の選定 (P24～34 資料1)

- (1) 実績評価表及び類似施設の運営状況について
- (2) 採点表における加減点の承認について
- (3) 申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点
①社会福祉法人つくば市社会福祉協議会
- (4) 集計結果報告及び指定管理者候補者の決定

3 つくばセンター広場に係る指定管理者候補者の選定 (P35～43 資料2)

- (1) 施設概要、募集概要、申請状況及び類似施設の運営状況について
- (2) 採点表における各審査項目の配点の承認について
- (3) 申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点
①つくばまちなかデザイン株式会社
- (4) 集計結果報告及び指定管理者候補者の決定

4 閉会

配付資料

基礎資料1	つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
基礎資料2	つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（一部抜粋）
基礎資料3	つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱
基礎資料4	つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準 （指定管理者候補者選定検討会議 採点表 及び 実績評価表）
基礎資料5	令和4年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿（2施設分）
参考資料1	つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例
参考資料2	つくば市情報公開条例（一部抜粋）
資料1	市民研修センターに係る指定管理者候補者選定検討会議採点表・実績評価表・類似施設業務実績一覧表・指定管理者候補者選定検討結果報告書(案)
資料2	つくばセンター広場に係る施設概要・申請状況・類似施設業務実績一覧表・指定管理者候補者選定検討会議採点表・高配点理由書・指定管理者候補者選定検討結果報告書(案)

〇つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成16年12月28日

条例第37号

改正 平成27年 9 月25日 条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設の管理を行わせる指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、指定管理者を公募するときは、あらかじめ次に掲げる事項等を告示するものとする。

- (1) 管理を行う公の施設の名称及び所在地
- (2) 管理の基準及び業務の範囲
- (3) 管理を行う期間
- (4) 指定の申請に係る資格要件
- (5) 指定に係る申請の方法
- (6) 公募に係る応募期間（以下「申請期間」という。）
- (7) 施設の利用者数、決算その他運営状況に関する資料（新規施設にあつては事業実施計画書等）

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書及び収支予算書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書類
- (指定管理者の指定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、及び議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書に基づく公の施設の管理運営が住民の平等利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであり、かつ、公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を、安定的で、かつ、継続的に行うことができる人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、市長は、公の施設の設置目的を効果的、かつ、適正に達成することができるものと認められる団体で、つくば市が出資しているものを指定管理者の候補者として選定することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理する公の施設の利用状況その他の管理業務状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告等)

第6条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実

地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理が適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平27条例37・旧第10条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第37号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

〇つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規

則（一部抜粋）

平成17年 2 月24日

規則第 5 号

改正 平成23年 8 月24日規則第37号 平成26年 7 月28日規則第48号

平成29年 1 月27日規則第 2 号 平成31年 3 月22日規則第10号

令和 4 年 3 月31日規則第45号 令和 4 年 9 月27日規則第79号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請書等）

第 2 条 条例第 3 条の規則で定める申請書は、指定申請書（様式第 1 号）とする。

2 条例第 3 条第 1 号の事業計画書は様式第 2 号に、同号の収支予算書は様式第 3 号によるものとする。

3 条例第 3 条第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、条例第 4 条第 2 項に規定する団体が新規設立の理由により第 3 号に掲げる書類を作成できない旨の理由書の提出があった場合は、この限りでない。

(1) 申請に係る団体の概要書（様式第 4 号）

(2) 申請に係る団体の定款又は寄附行為の写し及び履歴事項全部証明書（法人以外の団体にあつては、規約、会則その他これらに類するもの、役員名簿及び代表者の住民票の写し）

(3) 第 1 項の申請書を提出する日の属する事業年度を除いた直近 3 事業年度分の次に掲げる書類

ア 申請に係る団体の活動状況、経営状況等が確認できる事業報告書

イ 申請に係る団体の収支決算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(平23規則37・平29規則2・令4規則79・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第3項第1号の規定の適用については、この規則の公布の日から平成17年3月6日までの間は、同号中「登記事項証明書」とあるのは、「登記簿の謄本」とする。

附 則（平成23年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年規則第10号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第45号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）第4条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定予定施設」という。）に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。

2 検討会議は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの
- (2) 市内に在住し、在勤し、在学する者で、公募により市長が選定するもの
- (3) 政策イノベーション部を担当する副市長（以下「副市長」という。）、指定予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員

4 市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の指定管理者の指定を行う日までとする。

(会議等)

第4条 検討会議に座長を置く。

2 座長は、副市長をもって充てる。

- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 検討会議の会議は公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができる。
 - (1) つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）第 5 条各号の不開示情報に関し検討を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合
- 7 審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席することができない。ただし、条例第 4 条第 2 項に規定する者を指定予定施設の指定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りではない。

（委員の責務）

第 5 条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員としての任期が終了した後も同様とする。

（結果の公表）

第 6 条 検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

（庶務）

第 7 条 検討会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において行う。

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）における指定管理者候補者（以下「候補者」という。）及び候補者の次に候補者としての資格を有する者（以下「次点候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(採点表)

第2条 検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別紙1の採点表を用いるものとする。

2 審査項目の配点は原則として5段階評価とするが、特に必要と認める審査項目については7段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に応じて適切に定めるものとする。

(実績評価表)

第3条 現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙2の実績評価表を用いて総合評価を行い、検討会議に報告するものとする。

2 前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

(検討会議による承認)

第4条 採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、検討会議の承認を得るものとする。

(基準点)

第5条 指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。

2 基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

- 3 委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない。

(選定方法)

第6条 候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。

- 2 候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 申請者が1者の場合 各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 申請者が2者以上の場合 各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 指定管理料提示額の最も低い者

イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の5つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

- 3 次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 候補者以外の申請者が1者の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 候補者以外の申請者が2者以上の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を次点

候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 指定管理料提示額の最も低い者

イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の5つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

附 則

この基準は、平成28年8月9日から施行する。

この基準は、平成29年2月3日から施行する。

この基準は、令和4年7月1日から施行する。

つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配 点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審 査 項 目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号		
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号		
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号		
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳		
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号		
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号		
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号		
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳		
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税		
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書		
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート		
13	市内に主たる事務所を有しているか			
14	(その他、施設所管課で設定する項目があれば入力) ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
15	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合 計 点 数				(基準点)
適 ・ 否				

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	
評価対象期間	

1 施設の概要

施設概要	名称									
	所在地									
	関係条例等									
	設置目的									
指定管理者	名称									
	所在地									
指定管理業務の内容										
指定期間										
総合評価(年度評価)	和暦 (西暦)	年度 (年度)	和暦 (西暦)	年度 (年度)	和暦 (西暦)	年度 (年度)	和暦 (西暦)	年度 (年度)	和暦 (西暦)	年度 (年度)

管理運営実績データ

施設名	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等			
自主事業 (講座・セミナー等)			
アンケートの実施状況 (利用者の満足度、 苦情等)			
収支状況			

2 評価結果

評 価 項 目		
(1) 管理状況		評 点
項目	視 点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等)	
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	
【評価の理由】		
(2) 運営状況		評 点
項目	視 点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の推移等)	
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。 地域の住民や団体との連携が図られているか。 地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	
【評価の理由】		

2 評価結果

評 価 項 目		
(3)収支状況	項目	視点
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。
	【評価の理由】	
【総合評価】		
合計評価点		評価ランク
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。		

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4: 目標や計画を大幅に上回る素晴らしい成果があがったもの
 3: 目標や計画を上回る成果があったもの
 2: 目標や計画どおりの成果があったもの
 1: 工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なもの
 0: 目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S: 総合的に評価した結果、特に優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が49点以上)
 A: 総合的に評価した結果、優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が39～48点)
 B: 総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が30～38点)
 C: 総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる
 (合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
 D: 総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる
 (合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S: 5点加点
 A: 3点加点
 B: 0点
 C: 3点減点
 D: 5点減点

※更新年度評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

令和4年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議 委員名簿
(D) つくば市市民研修センター

(敬称略)

	外部・庁内別	氏 名	所 属 等
1	座長代理	藤光 智香	つくば市政策イノベーション部長
2	外部委員	木村 京子	市民委員
3		澤内 真人	市民委員
4		高谷 豊	税理士
5		武田 直樹	茨城大学 社会連携センター 講師
6		船橋 秀彦	つくば市福祉団体等連絡協議会 副会長
7		宮田 美冬	社会保険労務士
8	庁内委員	片野 博司	つくば市市長公室長
9		篠塚 英司	つくば市総務部長
10		吉沼 正美	つくば市教育局長（施設所管部）

令和4年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議 委員名簿
(F) つくばセンター広場

(敬称略)

	外部・庁内別	氏 名	所 属 等
1	座長	松本 玲子	つくば市副市長
2	外部委員	木村 京子	市民委員
3		澤内 真人	市民委員
4		高谷 豊	税理士
5		武田 直樹	茨城大学 社会連携センター 講師
6		永田 洋	つくばクラフトビアフェスト実行委員会 代表
7		宮田 美冬	社会保険労務士
8	庁内委員	大里 和也	つくば市都市計画部長（施設所管部）
9		藤光 智香	つくば市政策イノベーション部長
10		中島 弘志	つくば市財務部長

〇つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成29年12月22日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。
- (2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。
- (3) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込み

があるとき。

- (2) 会議を公開することにより，公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ，会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

第5条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 前条第1号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し，決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り，規則で定める事項を勘案し，決定する方法

- (2) 前条第2号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

(会議開催の事前公表)

第6条 執行機関は，規則で定めるところにより，附属機関の会議及び懇談会等の名称，開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の7日前までに公表しなければならない。ただし，緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは，この限りでない。

(会議の傍聴等)

第7条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は，その都度，執行機関が定める。

- 2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し，又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は，当該会議を傍聴することができない。

- 3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は，規則で定める事項を遵守し，及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。

- 4 附属機関及び懇談会等の長は，傍聴人が前項の指示に従わないときは，当該傍

聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議資料の閲覧)

第 8 条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第 9 条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等について、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

(会議録の写し等の公表)

第 10 条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつてはその概要を記録したものを公表しなければならない。

(公開状況の公表)

第 11 条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、公表しなければならない。

(他の条例に特別の定めがある場合の取扱い)

第 12 条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年2月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により公表する附属機関の会議及び懇談会等から適用する。

(つくば市政治倫理審査会条例の一部改正)

- 2 つくば市政治倫理審査会条例（平成13年つくば市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市開発審査会条例の一部改正)

- 3 つくば市開発審査会条例（平成18年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市教育特区学校審議会条例の一部改正)

- 4 つくば市教育特区学校審議会条例（平成19年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市ラブホテルの建築等規制条例の一部改正)

- 5 つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市農業委員会委員候補者選考会条例の一部改正)

- 6 つくば市農業委員会委員候補者選考会条例（平成29年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

つくば市情報公開条例（一部抜粋）

平成 27 年 7 月 1 日

条例第 27 号

（行政文書の開示義務）

第 5 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

（1）（略）

（2） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（3）～（6）（略）

（平 29 条例 22・一部改正）

つくば市市民研修センター 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配 点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審 査 項 目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7	4
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	7	4
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	7	4
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税	5	3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書	5	3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート	5	3
13	新型コロナウイルスを含めた感染症への具体的方策 ※施設の特性に合った感染症(レジオネラ菌等)への具体的方策があるか		5	3
14	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合 計 点 数			86	(基準点) 51
適 ・ 否				

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	教育局生涯学習推進課
評価対象期間	平成30年(2018年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで(4年間)

1 施設の概要

施設概要	名称	つくば市市民研修センター			
	所在地	つくば市北条1477-1			
	関係条例等	つくば市市民研修センター条例・つくば市市民研修センター条例施行規則			
	設置目的	市民及び市内の企業に勤務する者に生涯学習の機会を提供し、もって教育の振興及び文化の向上に寄与するため(条例第1条)。			
指定管理者	名称	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会			
	所在地	つくば市筑穂1-10-4			
指定管理業務の内容		市民研修センターは、市民及び市内の企業に勤務する者に生涯学習の機会を提供し、教育の振興および文化の向上に寄与し、また、高齢者の相互交流の促進を図ることにより、福祉の増進に寄与することを管理運営の基本方針としています。 主な業務 1 施設の運営に関して行わなければならない業務 (1)生涯学習に係る講座に関する事業 ア 講座等の実施 イ 講座等の実施回数 ウ 講座等の受講料 エ 自主事業としての講座等の扱い (2)施設及び付属設備の供用に関する事業 ア 施設使用申請の受付け、許可業務 イ 利用料金 ウ 浴室利用 (3)施設等及び物品の維持管理に関する業務 ア 施設等管理業務 イ 備品管理業務 2 施設の維持管理に関して行わなければならない業務 (1)建築物保守管理業務 (2)設備管理業務 ア 浴室衛生管理業務 イ 植栽維持管理業務 (3)清掃業務 (4)保安警備業務 3 その他、必要と認められる業務 (1)施設事業に係る広報・PR (2)利用統計の作成 (3)利用者アンケートの実施 (4)指定管理者名の表示 (5)文書管理 (6)業務報告 (7)引継ぎ (8)市への協力 (9)関係機関との連携			
指定期間		平成30年(2018年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで(5年間)			
総合評価(年度評価)		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
		B	B	B	A

管理運営実績データ

施設名

	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等	つくば市の生涯学習推進の一拠点として、子どもから高齢者まで主体的な生涯学習を応援します。 ○地域との連携 ○積極的な情報発信 ○リピーターの獲得	平成30年度実績(研修室・浴室) 総利用者数 31,615人 うち免除者数 29,268人 (免除率92.58%) 令和元年度実績(研修室・浴室) 総利用者数 33,203人 うち免除者数 30,060人 (免除率90.53%) 令和2年度実績(研修室・浴室) 総利用者数 14,089人 うち免除者数 12,960人 (免除率91.98%) 令和3年度実績(研修室・浴室) 総利用者数 17,578人 うち免除者数 16,525人 (免除率94.00%)	新型コロナウイルス蔓延後は、感染拡大防止のため施設利用ガイドラインを設置した。 利用時もクラスターを発生させないよう、密を避け、検温、手指消毒の徹底を行っている。 入浴時は、時間と定員を設けて感染拡大防止を図っている。 利用料免除者数が9割を超えているため、一般利用者へ向けて、利用の増加を図るべく引き続き施設のPRを実施する。
自主事業 (講座・セミナー等)	地域住民のニーズや施設利用状況を把握しながら、講座の充実に努めるとともに、地域住民とのイベントの共同開催により、地域住民との交流を促進する。	平成30年度講座開催実績(前期、夏期、後期、新春、特別) 講座数 35講座 開催数 282回 参加者総数 3,978名 30年度イベント実績 イベント数 4回 参加者総数 570名 令和元年度講座開催実績(前期、夏期、後期、新春、特別) 講座数 28講座 開催数 247回 参加者総数 3,905名 令和元年度イベント実績 イベント数 3回 参加者総数 867名 令和2年度講座開催実績(前期、夏期、後期、新春、特別) 講座数 14講座 開催数 121回 参加者総数 1,761名 令和2年度イベント実績 イベント数 0回 参加者総数 0名 令和3年度講座開催実績(前期、夏期、後期、新春、特別) 講座数 25講座 開催数 192回 参加者総数 2,651名 令和3年度イベント実績 イベント数 1回 参加者総数 31名	新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底することにより、休館期間を除き講座を開催することができた。 イベントについては、4月の春まつり、夏の子供向けお話し会、秋の利用団体発表会を感染拡大防止の観点から中止とした。

アンケートの実施状況 (利用者の満足度、 苦情等)	質の高いサービスと接遇を 提供し、市民に親しまれ利 用しやすい運営に努める。 ○業務マニュアルの作成に よる業務の標準化 ○職員教育の徹底 ○アンケート調査及びご意 見箱による利用者ニーズの 把握 ○利用団体懇談会による意 見の聴取 ○トラブル未然防止・対処 のための情報の共有	平成30年度回答数:290件 ○利用しやすいか 満足90.9%、普通:8.8% 不満:0.3% ○職員の対応 満足:95.9%、普通:4.1% 不満:0% 令和元年度回答数:278件 ○管理は行き届いているか 満足89.9%、普通:10.1% 不満:0.0% ○職員の対応 満足:95.3%、普通:4.3% 不満:0.4% 令和2年度回答数:162件 ○管理は行き届いているか 満足:94.5%、普通:5.6%、 不満:0.0% ○職員の対応 満足:96.3%、普通:3.1%、 不満:0.0% 令和3年度回答数:193件 ○利用しやすいか 満足:94.7%、普通:5.1%、 不満:0.0% ○職員の対応 満足:98.8%、普通:1.0%、 不満:0.0%	利用者アンケートの満足度 は、例年高い水準を維持し ている。 不満については1%未満で あることから、利用者の満 足度は高水準を保ってお り、適切な施設管理、接遇 がなされている。
収支状況	施設スタッフの業務を分業 化せず、いろいろな業務を 多能的に担当できるよう教 育し、低コスト施設の実現を 目指す。 平成30年度収支計画 収入:26,000,000円 支出:26,000,000円 令和元年度収支計画 収入:27,300,000円 支出:27,300,000円 令和2年度収支計画 収入:26,000,000円 支出:26,000,000円 令和3年度収支計画 収入:26,100,000円 支出:26,100,000円	平成30年度収支実績 収入:23,859,228円 支出:26,344,127円 差引:-2,484,899円 令和元年度収支実績 収入:26,858,460円 (内社協借入金2,697,365 円) 支出:26,858,460円 差引:0円 令和2年度収支実績 収入:24,151,426円 (内社協借入金1,497,086 円) 支出:24,151,426円 差引:0円 令和3年度収支実績 収入:25,279,607円 (内社協借入金2,170,566 円) 支出:25,279,607円 差引:0円	例年、赤字決算のため、当 初より赤字分を社会福祉協 議会から借入金収入として 計上しており、決算時に清 算している。

2 評価結果

評 価 項 目		
(1) 管理状況		評点
項目	視点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	2
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	2
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等)	2
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	2
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	2
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	2
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	2
【評価の理由】		
(2) 運営状況		評点
項目	視点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	3
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	3
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	2
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	2
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	2
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	4
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の推移等)	2
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。地域の住民や団体との連携が図られているか。地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	3
【評価の理由】		
①新型コロナウイルス感染症対策のため、浴室が密にならないよう、入浴時間と人数に制限を設けて運用しているが、新たな利用方法を掲示するなどして、公平な利用ができるよう配慮を行った。 ②新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、健康増進や教育の振興に係る講座を実施した。 ⑥利用者からの苦情もなく、アンケートの結果、「職員の対応」の満足度は4年間平均で95%を超えている。 ⑧地域住民の方々から、花植えや草取りなどの施設の環境美化活動をボランティアで行ってもらっており、地域に密着した施設になっている。		

2 評価結果

評 価 項 目		
(3) 収支状況		評 点
項目	視 点	
①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	2
②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。	1
【評価の理由】 ②令和2年度から令和3年度にかけて新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言により臨時休館を行い、自主事業の中止や縮小をせざるを得ない状況であった。感染拡大防止のための消耗品購入費が嵩む一方、臨時休館による電気料や水道料金等の縮減はありつつも全体収支はマイナスになった。		

【総合評価】

合計評点	38	評価ランク	B
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。			
利用者満足度は毎年高い水準を維持し続けていた。利用者と職員の普段の信頼関係もあり、大きな不満やクレームを受けることもなく適切な接遇をすることができていた。 新型コロナウイルス蔓延後は、感染拡大防止措置を講じながらの施設運営を行った。 閉館措置や、入浴時の時間制限など利用者に不便をかけてしまう環境下にあっても、利用者と職員の安全を最優先とする運営を行っていた。 利用者の多くが地域の方々であり、地域に密着した施設となっている。 今後も、状況により様々な対応をせざるを得ないが、職員の創意工夫や担当との協議を密にすることにより、利用者も職員も安心して利用できる施設になるよう指導をする。			

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

4: 目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があがったもの
3: 目標や計画を上回る成果があったもの
2: 目標や計画どおりの成果があったもの
1: 工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なものの
0: 目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

S: 総合的に評価した結果、特に優れていると認められる (0点の項目が無く、合計点が49点以上)
A: 総合的に評価した結果、優れていると認められる (0点の項目が無く、合計点が39～48点)
B: 総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる (0点の項目が無く、合計点が30～38点)
C: 総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる (合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
D: 総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる (合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

S: 5点加算
A: 3点加算
B: 0点
C: 3点減算
D: 5点減算

※更新年度評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

類似施設業務実績一覧表

指定管理者を募集する施設

つくば市市民研修センター

所管課

教育局生涯学習推進課

申請者名	施設名称(所在地)	運営形態 (指定管理・委託 ・その他)	管理期間	評価書類 の有無
社会福祉法人つくば市社会福祉協議会	つくば市市民研修センター	指定管理	平成19年4月～	無

つくば市市民研修センター
指定管理者候補者選定検討結果報告書（案）

令和4年(2022年)10月27日
つくば市指定管理者候補者選定検討会議
(事務局：つくば市政策イノベーション部企画経営課)

「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。資料 1 参照）を開催し、条例第 2 条の規定による指定管理者の公募に応じて条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービスの向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成 15 年に指定管理者制度が創設された。

2 施設の概要

- (1) 名称 つくば市市民研修センター
- (2) 所在地 資料 2 「つくば市市民研修センター施設概要」参照
- (3) 施設の設置目的 資料 2 「つくば市市民研修センター施設概要」参照
- (4) 設置年 資料 2 「つくば市市民研修センター施設概要」参照
- (5) 施設根拠 つくば市市民研修センター条例（平成 12 年つくば市条例第 41 号）
- (6) 施設の概要等 資料 2 「つくば市市民研修センター施設概要」参照

3 指定予定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所 属 等	氏 名	備 考
1	政策イノベーション部長	藤光 智香	座長代理
2	市民委員	木村 京子	外部委員
3	市民委員	澤内 真人	
4	税理士	高谷 豊	

5	茨城大学 社会連携センター 講師	武田 直樹	庁内委員
6	つくば市福祉団体等連絡協議会 副会長	船橋 秀彦	
7	社会保険労務士	宮田 美冬	
8	市長公室長	片野 博司	
9	総務部長	篠塚 英司	
10	教育局長（施設所管部長）	吉沼 正美	

5 選定までの経過

令和4年7月11日（月）～令和4年8月10日（水） 募集要項配布

令和4年7月15日（金）～令和4年7月31日（日） 質問受付

令和4年7月21日（木） 現地説明会

令和4年7月21日（木）～令和4年8月10日（水） 申請書類受付

令和4年8月12日（金）～令和4年9月28日（水）

第一次審査（教育局生涯学習推進課、政策イノベーション部企画経営課
による書類審査）

令和4年9月29日（木） 第1回指定管理者候補者選定検討会議開催

令和4年10月27日（木） 第4回指定管理者候補者選定検討会議開催

第二次審査（実績評価説明、プレゼンテーション、候補者選定等）

6 申請者の名称及び所在地（受付順）

【申請者1】 名称：社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

所在地：茨城県つくば市筑穂一丁目10番地4

7 申請者の指定管理料提示額

年度	申請者1	市上限額
令和5年度	28,896 千円	28,896 千円
令和6年度	28,896 千円	28,896 千円
令和7年度	28,896 千円	28,896 千円
令和8年度	28,896 千円	28,896 千円
令和9年度	28,896 千円	28,896 千円

8 審査

募集要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

- (1) 第一次審査（書類審査／教育局生涯学習推進課、政策イノベーション部企画経営課）

募集要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

- (2) 第二次審査（プレゼンテーション／検討会議）

- ① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング
- ② 選定方法に基づく審査

9 選定方法

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準（資料 3 参照）に基づき、採点表（資料 4 参照）を用いて選定を行った。

10 選定結果

- (1) 候補者

【申請者●】

名 称：

所在地：

代表者：

設 立：

資本金：

事業内容：

主な実績：

11 選定理由

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準第 6 条の 2 に基づき、申請者●を候補者として選定した。

つくばセンター広場 施設概要

(1) 名称

つくばセンター広場

(2) 所在地

茨城県つくば市吾妻一丁目10番地 1

(3) 施設の設置目的

多様な憩いと集いの場及びにぎわいの場を市民に提供することにより、市民の相互の交流及び生活文化の向上に寄与する。

(4) 施設根拠（条例名）

つくばセンター広場条例（昭和62年つくば市条例第42号）

(5) 施設の概要等

① 施設

ア モニュメントプラザ

イ フォーラム

ウ ペディストリアンプラザ

エ デッキピロティ

オ 倉庫

カ 水景施設

② 設備

空調設備、消防設備、自家用電気設備、照明設備、分電盤、給排水設備

③ その他

水飲み、円形ベンチ、案内板、樹木、花壇

※つくばセンター広場には、駐車場はありません。

(6) 改修工事について

指定管理期間中の令和 5 年度の一部期間、つくばセンター広場の改修工事を予定しています。

つくばセンター広場指定管理者申請状況

1 現地説明会参加団体数

(実施日:非公募のため、未実施)

本社所在地	県 内		県外	合計
	市内	市外		
団体数				

2 指定管理者申請団体数

(受付期間:令和4年10月12日～10月13日)

本社所在地	県 内		県外	合計
	市内	市外		
団体数	1	0	0	1

類似施設業務実績一覧表

指定管理者を募集する施設

つくばセンター広場

所管課

学園地区市街地振興課

申請者名	施設名称(所在地)	運営形態 (指定管理・委託 ・その他)	管理期間	評価書類 の有無
つくばまちなかデザイン(株)	co-en(つくばセンタービル1階)	その他	令和4年4月1日～現在	無

つくばセンター広場 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配 点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審 査 項 目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	7	4
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	5	3
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	5	3
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	5	3
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	7	4
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	7	4
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税	5	3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書	5	3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート	5	3
13	その他、総合的に見た熱意等 ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		5	3
14	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表	-	-
合 計 点 数			86	(基準点) 51
適 ・ 否				

「つくばセンター広場」 高配点とした理由

採点表 番号	審査項目	理由
1	管理運営上の経営方針	つくば駅周辺の中心市街地の魅力を高め、つくば市全域の活力を創出していくためには、「つくば中心市街地まちづくり戦略」で重点戦略として位置付けたとおり、つくばならではの特徴的な空間であるつくばセンター広場やペDESTリアンデッキを効果的に活用していくことが重要であるため。 また、多様な憩いと集いの場及びにぎわいの場を市民に提供するというつくばセンター広場の設置目的を効果的に進めていくためには、きめ細やかなサービスを行うとともに、イベント支援、居心地の良い空間作り、情報発信を行うことが必要と考えているため。
4	施設の運営(4)	
7	団体の理念	

つくばセンター広場
指定管理者候補者選定検討結果報告書（案）

令和 4 年(2022 年)10 月 27 日
つくば市指定管理者候補者選定検討会議
(事務局：つくば市政策イノベーション部企画経営課)

「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。資料 1 参照）を開催し、条例第 4 条第 2 項の規定による非公募で条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービスの向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成 15 年に指定管理者制度が創設された。

2 施設の概要

- (1) 名称 つくばセンター広場
- (2) 所在地 資料 2 「つくばセンター広場施設概要」 参照
- (3) 施設の設置目的 資料 2 「つくばセンター広場施設概要」 参照
- (4) 設置年 資料 2 「つくばセンター広場施設概要」 参照
- (5) 施設根拠 つくばセンター広場条例（昭和 62 年つくば市条例第 42 号）
- (6) 施設の概要等 資料 2 「つくばセンター広場施設概要」 参照

3 指定予定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所 属 等	氏 名	備 考
1	副市長	松本 玲子	座長
2	市民委員	木村 京子	外部委員
3	市民委員	澤内 真人	
4	税理士	高谷 豊	

5	茨城大学 社会連携センター 講師	武田 直樹	庁内委員
6	つくばクラフトビアフェスト実行委員会 代表	永田 洋	
7	社会保険労務士	宮田 美冬	
8	都市計画部長（施設所管部長）	大里 和也	
9	政策イノベーション部長	藤光 智香	
10	財務部長	中島 弘志	

5 選定までの経過

令和4年10月12日（水）～令和4年10月13日（木） 申請書類受付

令和4年10月14日（金）～令和4年10月19日（水）

第一次審査（都市計画部学園地区市街地振興課、政策イノベーション部
企画経営課による書類審査）

令和4年10月27日（木） 第4回指定管理者候補者選定検討会議開催

第二次審査（施設概要説明、プレゼンテーション、候補者選定等）

6 申請者の名称及び所在地（受付順）

【申請者1】 名称：つくばまちなかデザイン株式会社

所在地：茨城県つくば市吾妻一丁目10番地1

7 申請者の指定管理料提示額

年度	申請者1	市上限額
令和5年度	7,909 千円	8,044 千円
令和6年度	7,832 千円	8,044 千円
令和7年度	7,755 千円	8,044 千円

8 審査

申請要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

(1) 第一次審査（書類審査／都市計画部学園地区市街地振興課、政策イノベーション部企画経営課）

申請要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

(2) 第二次審査（プレゼンテーション／検討会議）

- ① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング
- ② 選定方法に基づく審査

9 選定方法

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準（資料 3 参照）に基づき、採点表（資料 4 参照）を用いて選定を行った。

10 選定結果

(1) 候補者

【申請者●】

名 称：
所在地：
代表者：
設 立：
資本金：
事業内容：
主な実績：

11 選定理由

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準第 6 条の 2 に基づき、申請者●を候補者として選定した。